



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
2月1日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) 1

告 示

滋賀県告示第38号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

第5条第1号中「融資対象者の欄(4)」の右に「もしくは(5)」を加える。

別表2セーフティネット資金の表融資対象者の欄中

「(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号の規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

「(1) 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までまたは同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

「(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者」

(5) 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ア 最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少している者

イ 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、原則として前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高に比して15%以上減

に、

を

少している者」

「(1) 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までまたは同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号の規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

(7) 最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少している者

(4) 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、原則として前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高に比して15%以上減少している者」

に改め、同表融資限度額の欄中「8,000万円」を「1億円」に、「20,000万円」を「2億

「7年以内(ただし、中小企

「7年以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項

2,000万円」に改め、同表融資期間の欄中

業信用保険法
第2条第5項
第4号もしくは
は第5号または
同条第6項
に該当する者
として市町村
長の認定を受
けた者にあつ
ては、10年以
内、融資対象
者の欄(2)に該
当する者にあ
つては、別に
定める期間)」

を

第4号もしくは
は第5号また
は同条第6項
に該当する者
として市町村
長の認定を受
けた者および
融資対象者の
欄(5)に該当す
る者にあつて
は10年以内、
融資対象者の
欄(2)に該当す
る者にあつて
は別に定める
期間)」

に、

「7年以内(た
だし、中小企
業信用保険法
第2条第5項
第4号もしくは
は第5号また
は同条第6項
に該当する者
として市町村
長の認定を受
けた者にあつ
ては、10年以
内)」

を

「7年以内(た
だし、中小企
業信用保険法
第2条第5項
第4号もしくは
は第5号また
は同条第6項
に該当する者
として市町村
長の認定を受
けた者および
融資対象者の
欄(1)ウに該
当する者にあ
つては、10年以
内)」

に改め、同表借入申込書類の欄中「および(4)」を削り、

「融資対象者の欄(3)に該当する者にあつ
ては、市町長が発行する罹災証明書ま
たは被災証明書

を

「融資対象者の欄(3)に該当する者にあつ
ては、市町長が発行する罹災証明書ま
たは被災証明書

融資対象者の欄(4)に該当する者にあつ
ては、中小企業信用保険法第2条第5

に、

項の規定に基づく認定書
融資対象者の欄(4)に該当する者のうち
別に定める者および(5)に該当する者に
あつては、売上高減少要件確認書

「事業計画書

「事業計画書

中小企業信用保険法第2条第5項また
は第6項の規定に基づく認定書

を

融資対象者の欄(1)アに該当する者にあ
つては、中小企業信用保険法第2条第
5項または第6項の規定に基づく認定
書

融資対象者の欄(1)イに該当する者にあ
つては、中小企業信用保険法第2条第
5項の規定に基づく認定書

に改める。

融資対象者の欄(1)イに該当する者のう

ち別に定める者およびウに該当する者
にあつては、売上高減少要件確認書」

付 則

- 1 この告示は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和4年2月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。